

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、松尾電機経営原則における経営理念で次の3点を定めています。

1. 私たちは、「企業の存在を許容するのは、お客様である」ことを原点に、世界中のお客様の信頼を得ることができる価値ある技術商品の開発・製造・販売を事業活動の軸とする「技術立社」であり続けることを経営の基本理念としています。
2. 私たちは、経済的・環境的・社会的に持続可能な質の高い成長を目指します。
3. 私たちは、事業の成長を通じて、株主価値の向上、会社で働く人々の満足、産業及び社会の発展に貢献することを使命としています。

松尾電機経営原則においては、上記の経営理念を実現するために、別に行動準則として、価値基準、倫理基準、考動指針及び事業活動基本方針を定めています。

以上を踏まえて、当社は、コーポレートガバナンスの目的は、経営の透明性の向上及び経営の健全性の維持であるとの認識に立ち、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な方針として、「松尾電機コーポレートガバナンス基本方針」(以下「本方針」といいます。)を定め、当社ホームページで公表しています。(https://www.ncc-matsuo.co.jp/company/governance/basic_policy/)

当社は、本方針に則り、実効的なコーポレートガバナンスの実現に努めることが、企業の持続可能な質の高い成長と中長期的な企業価値の向上及び株主をはじめお客様・従業員・地域社会等のすべてのステークホルダーの利益に適合すると認識し、その充実に継続的に取り組みます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

<補充原則1-2-4>

当社の株主における外国法人等の持株比率が2021年3月末時点で7%未満と相対的に低いため、当社は、今後その比率が20%以上となった時点で、議決権の電子行使を可能とするための環境作りや株主総会招集ご通知の英訳を進める所存です。

<原則2-6>

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しています。

当該積立金の管理及び運用に関しては、社外の資産管理運用機関等と契約を締結しており、運用を委託しています。総務経理部門の担当者が、外部機関による運用実績等を適切にモニタリングしていますが、アセットオーナーとして期待される機能の発揮に必要な専門性を持った人材の確保は今後の検討課題とします。

<補充原則3-1-2>

当社の株主における外国法人等の持株比率が2021年3月末時点で7%未満と相対的に低いため、今後その比率が20%以上となった時点で、株主総会招集ご通知の英訳等のさらなる英語での情報開示・提供を進める所存です。

<原則4-2-1>

当社の取締役会は、会社業績及び個人業績に基づき月額報酬に関するインセンティブ付けを行っています。なお、中長期的な業績と連動する報酬の割合や現金報酬と自社株報酬の割合の適切な設定につきましては、今後の検討課題とします。

<原則4-8>

現時点では、独立社外取締役は1名選任されており、複数名ではありませんが、適切な人材を確保することができた段階で、実際の取締役の人数のうち2名以上を独立社外取締役とする方針です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

<原則1-4>

当社は、株式保有先企業との継続的な関係により当社の企業価値向上につなげることを目的として、上場株式を政策保有し、主要な政策保有株式に係る議決権行使についても、株主価値の向上に資するか否かを取締役会において判断した上で適切に議決権を行使することを基本方針としています。

また、当社は、政策保有株式の継続・拡充・縮小・廃止について、毎年1回、取締役会において、政策保有株式ごとに保有に伴う便宜や資本コストに見合っているかをともに審議して、その保有の意義が必ずしも十分でない判断される政策保有株式は、縮減を図ります。ただし、当社は、2021年3月31日現在で政策保有株式は保有しておりません。

<原則1-7>

当社では、取締役会規則において、取締役及び取締役が実質的に支配する法人並びに主要株主等との競業取引及び利益相反取引(以下総称して「関連当事者取引」といいます。)は、取締役会の決議を要することとしています。また、当社は、当社の役員に関して1年に1回、関連当事者取

引に関する調査を実施し監視を行っています。

<原則3-1>

- (1) 当社は、当社の経営理念 (<https://www.ncc-matsuo.co.jp/company/vision/>) 及び中期経営計画 (<https://www.ncc-matsuo.co.jp/ir/management/plan/>) を当社ホームページで公表しています。
- (2) 当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と方針を「松尾電機コーポレートガバナンス基本方針」として定め、当社ホームページで公表しています。 (https://www.ncc-matsuo.co.jp/company/governance/basic_policy/)
- (3) 当社は、取締役会が取締役及び執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続を「松尾電機コーポレートガバナンス基本方針」として定め、当社ホームページで公表しています。 (https://www.ncc-matsuo.co.jp/company/governance/basic_policy/)
- (4) 当社は、取締役会が執行役員の選解任と取締役及び監査役の指名を行うに当たっての方針と手続を「松尾電機コーポレートガバナンス基本方針」として定め、当社ホームページで公表しています。 (https://www.ncc-matsuo.co.jp/company/governance/basic_policy/)
- (5) 当社は、社外取締役・社外監査役候補者の指名理由につきましては、株主総会参考書類に開示しています。社外取締役・社外監査役以外の取締役・監査役候補者の指名理由につきましても、株主総会参考書類に開示しています。また、執行役員の選任理由についても、事業報告で記載し開示しています。さらに、取締役、監査役及び執行役員の解任がある場合も、当該事実及び解任理由をそれぞれ上記の書類に記載し開示します。

<補充原則4-1-1>

当社の取締役会では、法令に定めのある事項や定款、取締役会規則に記載の事項について決議をしています。また、それに基づき各業務規程の中で執行役員の業務遂行における責任と権限を明確にしています。

<原則4-8>

現時点では、独立社外取締役は1名選任されており、複数名ではありませんが、適切な人材を確保することができた段階で、実際の実績の人数のうち2名以上を独立社外取締役とする方針です。

<原則4-9>

独立社外取締役の選任及び独立性については、「社外役員の選任及び独立性に関する基準」を当社ホームページで開示しています。 (<https://www.ncc-matsuo.co.jp/company/governance/criteriaofindependence/>)
また、当社の取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めます。

<補充原則4-11-1>

取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス並びに多様性及び規模に関する考え方につきましては、「松尾電機コーポレートガバナンス基本方針」に規定し当社ホームページで公表しています。 (https://www.ncc-matsuo.co.jp/company/governance/basic_policy/)

<補充原則4-11-2>

取締役及び監査役並びにそれらの候補者の重要な兼職の状況については、事業報告、株主総会参考書類及び有価証券報告書等の開示書類において、毎年開示を行っています。

<補充原則4-11-3>

当社は、すべての取締役に対して、取締役会評価（取締役会の運営、議題、機能について）に関するアンケートを実施し、その回答の集計結果に基づいて、取締役会の実効性について分析・評価を実施しました。その結果、取締役会は、概ね適切に運営され、実効性が確保されていることを確認しました。なお、当社取締役会におきましては、今後も当該アンケートの定期的な実施等により、実効性の向上を図る所存です。

<補充原則4-14-2>

取締役及び監査役に対するトレーニングの方針については、「松尾電機コーポレートガバナンス基本方針」に規定し当社ホームページで公表しています。 (https://www.ncc-matsuo.co.jp/company/governance/basic_policy/)

<原則5-1>

株主との建設的な対話に関する方針については、「松尾電機コーポレートガバナンス基本方針」に規定し当社ホームページで公表しています。 (https://www.ncc-matsuo.co.jp/company/governance/basic_policy/)

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
松尾電機投資会	209,556	8.15
松尾浩和	137,672	5.36
HAITONG INT SEC-CL AC-10(PERCENTAGE)	126,000	4.90
株式会社三菱UFJ銀行	116,027	4.51
松井証券株式会社	111,400	4.33
松尾電機従業員持株会	94,885	3.69
日本証券金融株式会社	80,400	3.13
株式会社SBI証券	36,093	1.40
甲斐道人	19,000	0.74

株式会社SBIネオトレード証券	17,600	0.68
-----------------	--------	------

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当なし

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石井 啓之	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石井 啓之	○	---	過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士・税理士の資格を有して会社財務・税務に関する高い経験、見識を有し、かつ社外取締役就任後の実績を勘案して、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役として選任しております。また、同氏は株主の負託を受け、独立性が高く、中立・公正な立場を保持しておられると判断したため、独立役員に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	3	0	2	1	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	2	1	0	0	社内取締役

補足説明

当社は、任意の指名委員会及び報酬委員会を2016年に設置しました。
指名委員会は、原則として社長が委員長に就任し、「松尾電機コーポレートガバナンス基本方針」に従い、役員候補者の指名（指名理由を含む）並びに取締役及び執行役員の解任（解任理由を含む）に関する検討を行い、取締役会へ答申することを業務としています。
報酬委員会は、委員の互選に委員長が選任され、社内規程に従い、取締役及び執行役員の報酬体系及び業績等を勘案した役位別支給基準等に関する検討を行い、取締役会へ答申することを業務としています。

監査役関係

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、年度監査計画や決算前後での意見交換、会計基準変更時等の会合の開催等、常に緊密な連携・協調を保ち、積極的に情報や意見の交換を行い、それぞれの監査で得られた内容を相互に共有することにより、監査制度の向上と効果的な改善が図られるように努めています。

内部監査室は、社長直轄の内部監査機能として内部統制システムの有効性を確認するために業務遂行の効率性及び業務運営の状況を把握し、その改善を図ります。

内部監査室は監査役に監査の報告又は随時要請に対し報告するほか、常に緊密な連携・協調を保ち積極的に情報や意見の交換を行い、それぞれの監査で得られた情報を相互に共有することにより監査精度の向上と効果的な改善が図られるよう努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岡本 健	他の会社の出身者													
平泉 憲一	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

- j 上場会社の取引先 (f, g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡本 健	○	----	金融機関業務経験者として高い経験、見識を有しており、その経験を生かして当社の経営全般に対して監査及び助言を頂けると判断し選任しております。また、同氏は株主の負託を受け、独立性が高く、中立・公正な立場を保持しておられると判断したため、独立役員に選任しております。
平泉 憲一	○	----	過去に会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として高い経験、見識を有しており、その経験を生かして当社の経営全般に対して監査及び助言をいただくと判断し選任しております。また、同氏は株主の負託を受け、独立性が高く、中立・公正な立場を保持しておられると判断したため、独立役員に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役への報酬は、業績を勘案した水準とする報酬制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

役員の報酬等については、有価証券報告書や事業報告において、役員区分 (取締役、監査役、社外役員) ごとの総額を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- ・役員報酬決定方針
 - (1) 役員報酬については、株主総会の決議により取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定する。
 - (2) 役員報酬の額については、前記の最高限度額内で役員の役割と責任に応じたものを原則とし、それに業績を勘案した水準とする。
 - (3) 各取締役の役員報酬の額は取締役会で決定し、各監査役の役員報酬の額は監査役の協議で決定する。
- ・役員賞与決定方針
 - 役員賞与の支給の有無及び水準については、会社業績を勘案し、役員賞与を支給する場合の取締役、監査役のそれぞれの総額は取締役会の決議を経て株主総会で決定される。

[社外取締役 (社外監査役) のサポート体制]

社外役員が使用人を求めた場合は職務を補助するスタッフを配置しています。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			0 名		
その他の事項					

制度はありますが、現在は対象者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は、取締役5名(うち社外取締役1名)で構成されており、月に1回定例取締役会を開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催して、法令で定められた事項や経営上の重要な案件等の業務執行における意思決定を行うと同時に代表取締役の業務執行状況を監督しています。また、執行役員制度を導入し、経営の迅速化、効率化及び業務執行責任の明確化を図っており、その執行役員等で構成する経営会議を月1回開催して経営目標を達成する為の戦略の討議及び意思決定等を行っています。

監査役3名(うち社外監査役2名)は、取締役会等の重要な会議への出席、主要な事業所や子会社への往査等の手続きを通じて、客観的立場から会社の業務全般にわたって取締役会の職務執行を監査しています。

会計監査人からは、会計監査及び会計処理上のアドバイスを適時受けています。また顧問弁護士については、法律上の問題がある場合に相談を行い、適切な指導を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であり、業務執行を監督する取締役会と取締役の職務の執行を監査する監査役により、経営監視機能の客観性および中立性を確保するコーポレート・ガバナンス体制を整えており、現状の体制は、経営の透明性および健全性の強化に有効に機能しているものと認識しております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会実施日の15日以前の日に発送しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	東京証券取引所での開示資料を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務経理部門	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境へ配慮した製品の設計、開発及び生産、廃棄物の再資源化の徹底によるゼロエMISSIONの達成、欧州における電気・電子機器に含まれる特定有害物質に関して、REACH規制のSVHC指定材料及びRoHS指令に定められた特定有害物質の完全排除はもとより、自主規制の有害物質の段階的排除やグリーン調達などの環境負荷低減活動についても積極的に取り組んでいます。 なお、当社ホームページ内(https://www.ncc-matsuo.co.jp/csr/)で環境への取り組みに関する情報を公開しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システム構築に関する基本的な考え方

当社は、経営理念に掲げた企業風土を醸成し『持続可能な事業成長の実現』に向けて業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の4つの目的が達成されるとの合理的な保証を得るため、当社内のすべての者によって遂行されるプロセスを業務機能別に適切に構築し運用することを内部統制システムに関する基本的な考え方としています。

2. 内部統制システムの整備状況

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長は、取締役及び執行役員（以下、総称して本項において「役員」という）の中からコンプライアンス管理担当役員を指名する。
- (2) コンプライアンス管理担当役員は、当社のコンプライアンス管理体制を構築する責任と権限を有し、各役員は自己の分掌範囲においてコンプライアンス管理体制を整備する。
- (3) コンプライアンス最優先の一環として、社会的秩序や健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、統轄部署を設置し、警察署及び顧問弁護士等と連携し、断固とした姿勢で臨み、一切の関係を遮断する。
- (4) 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し当社の内部監査体制を構築する。

2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

次の経営管理システムを用いて取締役の職務執行の効率性を確保する。

- (1) 役員により構成される経営会議を開催し会社に影響を及ぼす重要事項の審議及び部門ごとの目標と実績の進捗管理を実施する。
- (2) 経営環境の変化により迅速に対応するために執行役員制度の機能の充実を図る。

3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、取締役の職務の執行に係る重要書類については10年以上保管するものとし必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 代表取締役社長は、役員の中からリスク管理担当役員を指名する。
- (2) リスク管理担当役員は、当社のリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、各役員は自己の分掌範囲においてリスク管理体制を整備する。

5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が使用人を求めた場合は職務を補助するスタッフを配置し、そのスタッフは監査役の指示、命令により業務を遂行する。

6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と必要に応じて会合を行う。
- (2) 監査役は、経営会議その他重要な会議に出席し、必要に応じて当社の取締役及び使用人から報告及び意見を求めることができる。
- (3) 役員は、法令及び定款に違反する行為を発見した場合、会社に著しい損害あるいは不利益が生じた場合等は監査役に報告する。
- (4) 監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。
- (5) 監査役が、監査役職務を執行する上で必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。

7) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 代表取締役社長は、役員の中から内部統制システム運用責任者を指名する。
- (2) 内部統制システム運用責任者は、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保すべく明確な職務分掌、内部監査体制を構築する。
- (3) 内部統制システム運用責任者は、資産の取得、使用及び処分を正当な手続き及び承認の下で行うために明確な規程、職務分掌、内部監査体制を構築する。

8) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

- (1) 代表取締役社長が、コンプライアンス管理担当役員及びリスク管理担当役員を指名し通達で職責を通じて周知している。
- (2) 役員により構成される経営会議を定期的に開催し、コンプライアンス管理担当役員及びリスク担当役員がそれぞれの事項を文書で報告している。
- (3) 取締役会を定期的に開催し、監査役も出席した上で取締役や使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していること並びに取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確認している。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

コンプライアンス最優先の一環として、社会的秩序や健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、統轄部署を設置し、警察署及び顧問弁護士等と連携し、断固とした姿勢で臨み、一切の関係を遮断しています。

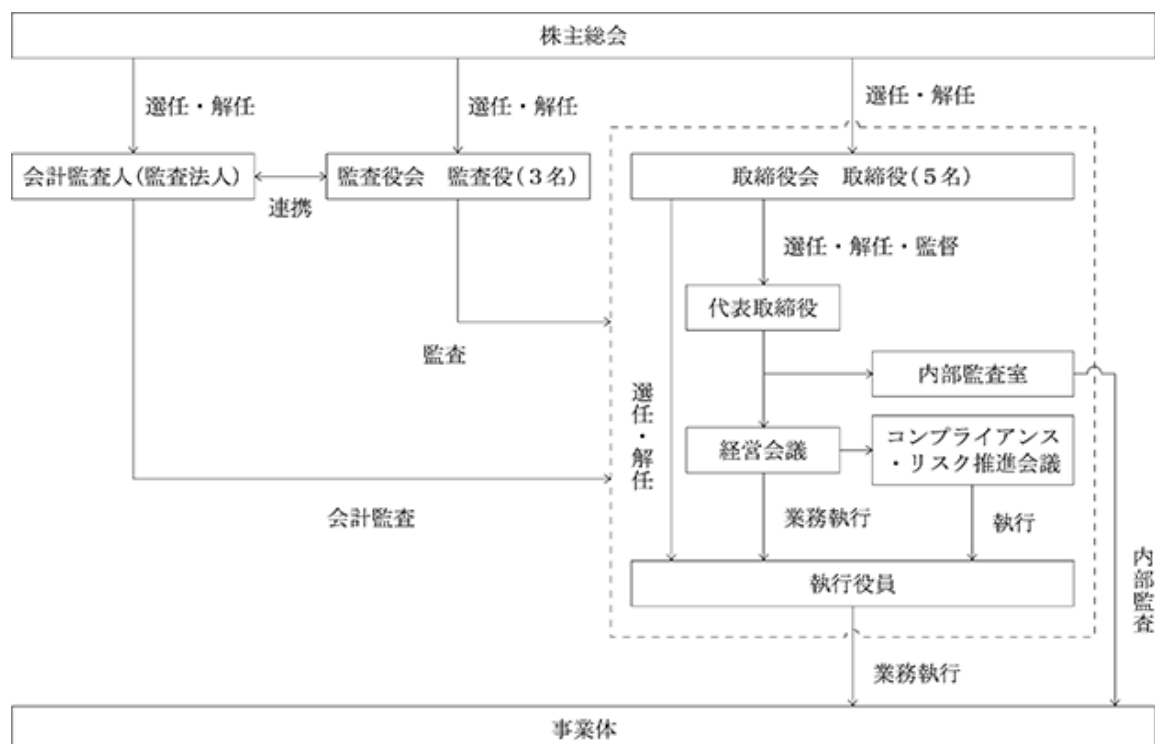
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

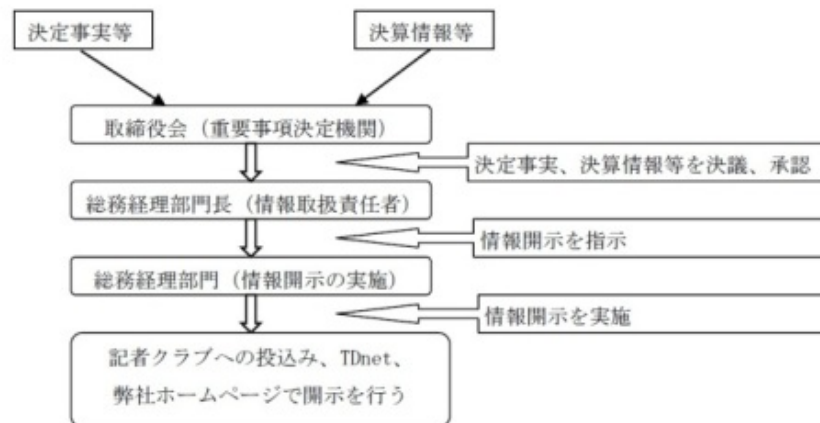
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



適時開示体制の概要

- ・当社におきましては、会社情報の適時適切な開示が、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼすことを十分認識しており、従来から正確な会社情報を開示する事に努めております。
- ・適時適切な開示方法は添付の『適時開示に係わる社内体制の概略図』により行います。情報の管理におきましては、社則「内部者取引の規則および内部情報の管理に関する規則」を規定しこれに従って会社情報の管理体制を整えており、重要な会社情報が開示前に社外へ漏洩することがないように努めております。

適時開示に係わる社内体制の概略



以 上